

仰星監査法人主催セミナーご案内

～「電子帳簿保存法」対応について～



仰星監査法人

拝啓 貴社ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

仰星監査法人主催の会場を借りての無料セミナーについて、3年ぶりのご案内です。

今回のセミナーでは、本格適用までの準備期間が残すところ半年ほどとなりました、「電子帳簿保存法」対応について取り上げます。

ご周知のとおり、電子帳簿保存法は、国税関係（法人税法及び所得税法）の帳簿や書類を電磁的記録（電子データ）で保存することを認める法律です。2022年（令和4年）1月に電子帳簿保存法の改正が施行され、書類の電子保存、ペーパーレス化を進めるための抜本的な要件緩和が行われました。

この改正電子帳簿保存法の大きなポイントの一つに、電子取引における電子データ保存の義務化をふまえて、十分な準備期間を設ける観点から2023年（令和5年）12月までの2年の猶予期間が設けられていました。

2024年（令和6年）1月以降行われる電子取引における電子データについては、全ての法人が電子データとして保存しなければならず、準備期間は残すところあと半年ほどとなりました。要件緩和によって電子帳簿保存を導入しやすくなる一方で、電子データの記録に改ざんがあった場合等不正に対する罰則は強化されていることから、慎重な対応が求められます。

そこで、今回のセミナーでは、税務的な観点、管理上の観点から留意すべき「電子帳簿保存法」対応について、初歩的な内容から実践的な内容も含めてわかりやすくご説明いたします。

- ◆ 電子帳簿保存法の概要と、令和4年度及び令和5年度の税制改正について
- ◆ 税務当局からの各種通達等の内容について
- ◆ 電子データの管理体制及び管理方法について
- ◆ 電子帳簿保存法の活用方法について
- ◆ 適用にあたっての留意点について

会場スペースの都合上、ご参加いただけるのは先着72名様のご限定となります。関心の高いテーマであることから、お早めにお申し込みください。時節柄、ご多用のこととは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

お申し込み方法は次頁をご参照ください ▶

本格適用まで残り半年！

『電子帳簿保存法』の

税務対応と日常的管理の実務セミナー



仰星監査法人

日時

2023年6月22日(木)

14:00～16:30

(受付 13:30～)

会場

大阪国際ビルディング16階

会議室1607号室

定員

72名(1社2名様まで)

参加費

無料

対象

管理部門 ご担当者

内容

税務的な観点、管理上の観点から留意すべき「電子帳簿保存法」対応について、初歩的な内容から実践的な内容を含みます。

講師

—管理編—

仰星監査法人

パートナー

公認会計士

岡田 健司

2006年公認会計士試験合格。2010年公認会計士登録。これまでメーカー、建設業、卸売業、小売業、サービス業、運送業など多様な業種の法定監査業務に従事する。

仰星監査法人主催のセミナーのほか、企業や団体主催のセミナー講師等も多く務める。

主な著書に、「Q&A 企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務—その法律・会計・税務のすべて」（清文社、仰星監査法人共著）

—税務編—

GYC税理士法人

パートナー

税理士

小野 剛司

2015年KPMG税理士法人入社。2019年税理士登録。KPMG税理士法人退所後、TSAコンサルティング株式会社、独立開業を経てGYC税理士法人へ参画。

KPMG税理士法人では、ファイナンス&テクノロジー部門にて、日系、外資系の大手金融機関、IT企業を中心に幅広い業種の税務コンプライアンス業務や、上場会社でのタックスヘイブン対策税制に係る支援業務、海外子会社を含めた組織再編アドバイザー業務等の税務アドバイザー業務に従事した他、上場会社へ出向し、連結納税導入支援業務にも従事する。

申込方法

受講をご希望の方は、以下、弊法人のホームページよりお申込みください。受付が完了しましたら弊法人より自動返信メールが送信されますので、そちらのメールをご確認ください。

<https://www.gyosei-grp.or.jp/topics/301/>

問合せ先

Mail : seminar-osaka@gyosei-grp.or.jp

TEL : 06-6265-8461 FAX : 06-6265-8462

仰星監査法人 大阪事務所 セミナー担当：浦川